

1 治 革

当所の創立は、明治35年(1902年)5月横浜市海岸通り5丁目にペスト患者が発生したため、ペスト検査所として建設されたのが前身で、当時は主にペスト菌検査とそ(鼠)族のペスト菌検索並びに細菌の培養試験を行っていた。

大正元年(1912年)になり、扇町5丁目に細菌検査所とあわせてペスト検査所を新築し、その名も神奈川県第二衛生試験場と称し、一般細菌学検査と予防液(ワクチン等)の製造を行うほか、開業医師や公衆衛生関係者の求めに応じて委託検査を開始し、また、自ら研究する者のため試験室の開放などを行えるすべての設備が整ってきた。大正8年(1919年)8月に近隣火災により類焼したのを機に中村町に移転、昭和2年(1927年)4月に鉄筋コンクリート造りに建て替えられた。

しかし、時代の進歩とともに公衆衛生にかかわる業務は著しく増加し、昭和12年(1937年)3月末、同敷地内に新たに木造2階建の別館を増築するとともに、県庁内に残っていた第一衛生試験場(薬学および飲食物関係)と乳肉、家畜衛生試験室を統合して、名称も「神奈川県中央衛生試験所」と改め、内容も総合衛生検査並びに研究機関として新たに出発した。

終戦後、昭和23年(1948年)9月1日に厚生省3局長通知「地方衛生研究所設置要綱」が发出され、これに基づいて、衛生研究所として諸規定が整えられ、現在の検査体制の骨格が形作られた。昭和25年(1950年)10月、大阪南部で発生した“シラス干し”による大規模食中毒の原因菌として分離同定された腸炎ビブリオ菌の病原性に関して、ヒト血球を含む我妻培地で培養すると病原性と関係のある株のみが溶血を示す現象を当所が初めて発見したことから「神奈川現象」の名前がある。神奈川現象は微生物学の成書にも記載されている当所の業績の一つである。

昭和35年(1960年)4月、中小製薬企業者のために製薬指導室を設置、順次機構の整備を図ってきた。「もはや戦後ではない」という言葉が流行したように、我が国の経済がそれまでの戦災復興期から成長期へと新たな段階を迎え、県民の生活においても、衣食住の面にわたって質的な向上や多様化が著しくなったが、一方では食品の安全性や産業公害等の問題が顕著になってきた。こうした状況の変化に対して、単に検査技術の向上だけでは対応が困難となり、施設の抜本的改善を図る必要から昭和39年(1964年)3月、横浜市旭区中尾町にコンクリート4階建の庁舎が新築された。その後、経済の高度成長期を迎えるとともに公害問題が深刻の度を増し、必然的に公害関係の試験、検査体制の一層の充実に迫られることとなった。県では昭和43年(1968年)4月に公害センターを新設、それに伴い、従来当所が担当していた公害関係の検査業務の一部を同センターに移管した。一方、技術革新の進展は産業や生活の多様化、経済活動の更なる活性化を促すとともに、その結果として食品衛生、環境衛生、ウイルス関係、毒性関係等の諸問題がますます複雑多岐となり、これらに関する検査、研究の要望が急速に増大してきた。県民の健康を守るという衛生研究所としての

責任を果すためには、それまでの施設設備では対応できなくなったために、昭和47年(1972年)4月、公害センターの新築とあわせて、隣地に鉄筋コンクリート造り地下1階地上5階の庁舎を新築、従来の庁舎を「本館」、新庁舎を「新館」と呼称することとし、主として新館の3～5階が衛生研究所の増築部分となった。また、これと同時に機構の拡充整備を図り、従来の1課3部9科制を1課6部15科制に改めた。更には昭和49年(1974年)8月、新たに企画指導室を設置し、1課1室6部15科制となり、平成3年(1991年)4月、公害センターが環境科学センターとして整備されたことに伴い衛生工学部が環境科学センターに移管され1課1室5部13科制となり、さらに平成9年(1997年)4月に管理部を設置した。

平成9年(1997年)3月、地域保健法改正に伴い、従来の「地方衛生研究所設置要綱」が改正され、地方衛生行政における科学技術的中核としての機能が一層強化され、地域保健関係者に対する研修指導、公衆衛生に関する情報収集・解析・公開がより一層求められることとなった。

平成12年(2000年)4月には、保健予防課が担当してきた感染症情報センターの業務移管を受けて、感染症発生情報週報および月報を発行し、県内感染症の発生動向調査等に係る情報の収集・提供の拠点としての役割を担うこととなった。

平成15年(2003年)6月には、約40年間使用してきた横浜市旭区中尾町の庁舎の老朽化が顕著となり、施設の整備と機能の充実強化を図るため茅ヶ崎市内に新施設を建設して移転した。移転に伴い新たな課題や緊急課題に柔軟に対応するために保健所の検査部門を統合し組織再編を実施し4部3課4分室(小田原、茅ヶ崎、厚木、藤沢分室)の体制となった。

平成18年(2006年)4月に藤沢市が保健所設置市となり、藤沢分室が廃止され4部3課3分室体制となった。また、地域調査部は業務の移管に合わせて、一部業務の機能を集約した。さらに、GLP(Good Laboratory Practice)体制の信頼性確保部門が、本庁生活衛生課より移管された。

平成20年(2008年)4月には、研究部11グループ、1プロジェクトを5グループに集約し組織のフラット化を図った。

平成25年(2013年)4月には、地域調査部3分室(小田原、茅ヶ崎、厚木分室)を集約化、4部3課1分室(小田原分室)制に再編した。

以上のように衛生研究所は創設以来幾多の改編を経つつ、新しい時代への対応に懸命に努めてきたが、技術革新や経済環境の変化、人や物流のグローバル化、超高齢化社会の到来、ICT技術の発展に伴う生活様式の変化等、研究所を取り巻く環境は今日もなお激しく変化しており、衛生研究所に課せられる課題もますます多様化、複雑化しつつある。こうした状況から、時代の変化に対応し、感染症の監視と予防、迅速な情報発信、食品や医薬品の安全・安心、くらしの安全・安心および健康増進と疾病予防を中心に、検査・研究に取り組んでいる。